

第 2 5 回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 4 年 6 月 2 6 日 (火) 新発田市役所別館 4 階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <p style="margin-left: 20px;">(1) 抽出工事等の審議について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 第 2 6 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) その他</p>	
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	<p>委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席)</p> <p>委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席)</p> <p>委員 八木 庸一 (税理士) (出席)</p> <p>委員 丸山 元嗣 (公募委員) (出席)</p> <p>委員 芹野 暁子 (公募委員) (出席)</p>	
審議対象期間	平成 2 4 年 1 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 4 月 3 0 日	
抽出案件	8 件 (対象工事総件数 4 6 件)	
制限付 一般競争入札	6 件	<ul style="list-style-type: none"> ・地観受第 2 号 月岡温泉景観整備工事 ・雨補第 1 号 新井田川 1 号雨水幹線整備工事 ・特紫複第 1 号 紫雲寺本町中継ポンプ場外構工事 ・雨単第 1 号 新井田川 1 号雨水幹線整備付帯工事 概算設計 (全体) ・下単第 1 号 新発田北部処理分区 (1 0 0 3 - 1) 管渠工事 概算設計 (全体) ・拡第 8 号 水管橋添架工事
公募型 指名競争入札	0 件	
通常 指名競争入札	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・簡業第 7 号 板山地区 (小戸・上車野) 簡易水道区域拡張事業に伴う第 4 配水場構内整備工事
随意契約	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第 2 0 号 カルチャーセンター給水ポンプ改修工事

委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	特になし
その他	傍聴者 2 名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(総合評価落札方式3件について)</p> <p>(地観受第2号 月岡温泉景観整備工事)</p> <p>(雨補第1号 新井田川1号雨水幹線整備工事)</p> <p>(特紫複第1号 紫雲寺本町中継ポンプ場外構工事)</p> <p>・入札の辞退理由は分かるか。</p> <p>・総合評価落札方式の実施にあたり、学識経験者である学識経験者の意見照会にはどの程度時間がかかるのか。また、その場で回答がもらえるのか。</p> <p>・総合評価落札方式では入札までにある程度時間がかかるのか。</p>	<p>・発注時期が重なり、技術者を配置できないとのことであった。</p> <p>・簡易実績型の例を取ると、総合評価落札方式の選定理由シートを作成し、学識経験者に聞いている。なお、学識経験者の意見照会は簡易実績型では公告前の1回で済むが、提案型では公告前に1回と開札前にもう1回必要となる。</p> <p>学識経験者からは、その場で回答をもらっている。選定理由をもっと具体的に記載するようとか、技術的な内容について指導がある。</p> <p>意見照会は1件の場合もあれば、5件程度まとめてお聞きすることもあり、また、議論に多くの時間が必要な案件もあることから、時間については一概に言えない。</p> <p>・公告文書に添付している別表の配点方法に基づき、技術評価点を工事検査室で採点している。採点に間違いがないよう複数でチェックしており、また、多くの業者が入札に参加</p>

意見・質問	回答
<p>・業者が提出する技術資料とはどのようなものか。</p> <p>・今回の抽出案件で技術評価点により順位が変わり落札候補者となったものはあるか。</p> <p>・総合評価落札方式を採用する基準はあるのか。</p> <p>・以前の入札監視委員会では、総合評価落札方式の件数を増やそうということであったが、現状はどうか。</p> <p>・今回もペースどおりか。</p> <p>・総合評価点は業者に公開するのか。</p> <p>・配点した評価点について、業者から評価点が低いといった申し出はないか。</p> <p>・高すぎる配点をした間違いはないか。計算間違いが起こることはないのか。チェックシ</p>	<p>する場合もあるので、入札までに時間を要することになる。</p> <p>・定められた提出様式を公告文書に添付しており、同種工事の実績や配置技術者などを記載するようになっている。</p> <p>・今回の抽出案件では2件の工事で技術評価点により順位が変わったものがある。また、価格評価点が最高でも技術評価点が最下位近くであれば、受注できない事例が数多く見受けられる。</p> <p>・新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の第4条に工事の選定について記載があり、工事担当課の課長がどの工事を総合評価落札方式による発注とするか判断することになっている。</p> <p>・平成23年度は40件、平成24年度は入札制度庁内検討会議において目標件数を45件と決定し、現在取り組んでいる。</p> <p>・45件ペースになるよう担当課から選定してもらっている。</p> <p>・入札結果には技術評価点と価格評価点及び合計点を記載し、市のホームページに公表している。</p> <p>・申し出がある業者は窓口に来てもらい、個別に技術評価点の内訳を伝えている。業者が勘違いしている配点箇所を伝えると納得している。これまで、配点に間違いはない。</p> <p>・評価基準に基づいて審査し、計算間違いのないよう複数でチェックしている。</p>

意見・質問	回答
<p>ステムはどうなっているか。</p> <p>・総合評価点上がることは企業のイメージアップにつながるので、業者に対して総合評価点を上げなさいといった働きかけの考えはあるか。</p> <p>(制限付一般競争入札について)</p> <p>(雨単第1号 新井田川1号雨水幹線整備付帯工事 概算設計(全体))</p> <p>(下単第1号 新発田北部処理分区(1003-1)管渠工事 概算設計(全体))</p> <p>(拡第8号 水管橋添架工事)</p> <p>・工事件名の概算設計とはどのような意味か。工事とは別なのか。</p> <p>・概算数量発注方式では、契約した後に金額の増減があるのか。</p> <p>・制限付一般競争入札の言葉はどの要綱にも明文化されていないようであるが。</p> <p>・入札結果を見ると業者間の入札価格の差が</p>	<p>・企業独自に総合評価の技術点を上げるよう取り組んでいる業者もいれば、逆に評価点が上がらない工事は取らないようにしている業者もあり、目的は分かるが、逆効果になることもあるので、様子を見ている状態である。</p> <p>・市で概算数量発注方式試行要領を定めており、当初設計の数量を標準的な概数により積算して発注し、契約締結後1ヶ月以内に数量を確定し、契約変更を行うものをいう。概算数量発注方式は設計金額500万円未満の市単独の土木・建築工事一式に限定される。</p> <p>なお、設計金額500万円未満でも概算で発注しないものもあり、そのような工事では工事件名に概算設計という言葉がつかない。</p> <p>・現場の精査で数量が変わるので、契約変更により、金額の増減はある。</p> <p>・制限付とは、建設工事一般競争入札実施要綱に基づき、建設工事の実績要件や配置予定技術者の資格、また地域を限定して入札を行うものである。上位法の地方自治法でこのような一般競争入札のやり方が認められている。</p> <p>・入札書を提出する際に工事費内訳書を提出</p>

意見・質問	回答
<p>少なく不自然ともとれる。入札価格が並ぶことで注目はしていないか。</p> <p>(通常指名競争入札について) (簡業第7号 板山地区(小戸・上車野)簡易水道区域拡張事業に伴う第4配水場構内整備工事)</p> <p>・制限付一般競争入札で不調となり、設計図書に不備が見つかり、指名競争入札に切り替えたとのことだが、他にも設計書の不備でこのようなことになったことはあるのか。</p> <p>・制限付一般競争入札を指名競争入札に切り替えることができることは、どの要綱等書に書いてあるのか。</p> <p>・設計図書の不備とは、具体的にどのようなものか。</p> <p>・値段に影響があったのか。</p> <p>・この報告書を見てもどういう間違いがあり、どういう判断をして制限付一般競争入札から指名競争入札に変えたのかが分からず、入札監視委員会への報告としては適当でない。その判断が適正だったのか意見が形成できない。報告の仕方を考えてもらいたい。 間違いを改めるといふ検証機能が働いていないのではないか。 どういう状況が生じて、どういう判断をして、こういう経過になったという追跡ができ</p>	<p>させており、開札後に工事費内訳書の内容をチェックしている。同額や類似した金額のもので、工事費内訳書の内容は各業者で違っている。</p> <p>・現時点ではないが、今回の事案を重く受け止め、さらに適正に対処していく。</p> <p>・新発田市の要綱等には書いていない。指名競争入札ができる旨は上位法の地方自治法に規定されている。</p> <p>・擁壁の吊り込み設置の積算をする際に、吊り込み機械の使用日数を誤って施工日数に入力間違いしていたものである。</p> <p>・20万円くらい違いがあり、業者の積算の方が高くなった。</p> <p>・今後、きちんとした対応をさせていただく。</p>

意見・質問	回答
<p>る報告書を出してもらいたい。</p> <p>・制限付一般競争入札により入札が不調となった場合、すべて随意契約としているのか。</p> <p>(随意契約について) (教受第20号 カルチャーセンター給水ポンプ改修工事)</p> <p>・この随意契約も落札までに至るプロセスが良く分からない。先ほどの指名競争入札の抽出案件同様に一般競争入札から指名競争入札や随意契約に移る場合は、次からはプロセスが分かるようにしてもらいたい。</p> <p>・再入札はしないということが書いてあったようであるが。</p> <p>・この工事では既存ポンプを撤去して、新しいポンプを設置し、配管する工事であるが、最初の入札、再入札、随意契約の協議でかなり入札価格が下がっているが、業者はポンプの撤去費用を下げたのか。</p>	<p>・入札不調になれば設計書を確認し、間違いが無ければ通常は公募ランクを上げたり、地域要件を拡大して再度公告している。再度公告には時間がかかるため、工期の確保が困難な場合は、入札不調後に随意契約するように設定している。</p> <p>・今後は詳細な報告書を作成させていただく。</p> <p>・再入札と再度公告は違うものである。最初の入札で予定価格に入らなかった場合、公告することなく直ちに再入札を行い、さらに再入札で予定価格に入らなかった場合に公募ランクや地域要件を拡大し、再度公告するのが一般的である。しかし、この工事では、工期が間に合わないため、再入札で一番低く価格を提示した業者を資格審査のうえ、随意契約の協議を行ったものである。</p> <p>・工事費内訳書は最初の入札の時にしか提出されないため、最終的に業者がどの費用を下げたのかは分からない。最初の工事費内訳書を見る限り、機器の占める割合が大きかった。設計額は機器の流通価格を考慮しているが、価格の考え方が業者と合わなかったのではないか。また、撤去工事費用が読み取りにくいことから、それらの差が生じ、予定価格</p>

意見・質問	回答
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月定例会の一般質問である議員が質問の最後に「公の場では言えないこともある」と言っていたが、内容を聞いていないか。 <p>(2)第26回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の事案抽出を丸山委員に委任。 <p>4 閉会</p>	<p>に達しなかったのではないかと。他市町村においても撤去工事、機械器具設置工事、解体工事の費用は業者の積算価格と合わない現象が起きており、業者が精一杯のところまで価格を下げたのではないかとと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その議員の質問に市長が答弁したとおりである。その他は聞いていない。